

Q 経過措置型医療法人の出資持分の評価はどのように行うのでしょうか。また、円滑な事業承継を行うための相続税対策の考え方を教えてください。

- A**
- ポ** 1. 経過措置型医療法人の出資持分の評価は、その規模（大会社、中会社、小会社別、中会社はさらに「大」「中」「小」に区分）に応じて評価方法が定められています。
- イ** 2. 評価は、類似業種比準価額か純資産価額、又はその併用方式を選択することになりますので、円滑な事業承継に向けての相続税対策は、それらの評価要素の引き下げを図ることがポイントになります。

1. 経過措置型医療法人の出資持分の評価の概要

(1) 評価方法の概要

経過措置型医療法人の出資持分の評価は、取引相場のない株式の原則的評価方法に準じて行い、医療法人の規模に応じて類似業種比準方式、純資産価額方式、その併用方式という3つの方式のいずれかを用いて計算します。医療法人の規模の判定については、「小売・サービス業」の基準により、従業員が100人以上の場合はすべて大会社に該当し、100人未満の場合は取引金額及び総資産と従業員をもとに下記の規模判定表の区分により行います。

医療法人の規模の判定表

総資産価額 (帳簿価額) 及び従業員数	取引金額				
	6千万円 未満	6千万円以上 6億円未満	6億円以上 12億円未満	12億円以上 20億円未満	20億円 以上
4千万円未満 又は5人以下	小会社				
4千万円以上 5人以下を除く	中会社「小」 (L=0.60)				
4億円以上 30人以下を除く	中会社「中」 (L=0.75)				
7億円以上 50人以下を除く	中会社「大」 (L=0.90)				
10億円以上 50人以下を除く	大会社				

規模別評価方法

大会社に相当する医療法人	① 類似業種比準価額、② 純資産価額（相続税評価額による。以下同じ）、③ ①、②のいずれか低い金額
中会社に相当する医療法人	① 類似業種比準価額×L＋純資産価額×(1-L)、② 純資産価額、③ ①、②のいずれか低い金額（注）L：類似業種比準価額の割合
小会社に相当する医療法人	① 純資産価額、② 類似業種比準価額×0.50＋純資産価額×(1-0.50)、③ ①、②のいずれか低い金額

類似業種比準方式による評価算式

$$A \times \left(\frac{\frac{c}{C \times 3 + D}}{4} \right) \times \text{斟酌率}$$

A：類似業種の株価（「その他の産業」番号116を適用）
 C：類似業種の利益金額 D：類似業種の簿価純資産価額
 c：医療法人の利益金額 d：医療法人の簿価純資産価額

斟酌率 大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5 (注) c、dは出資1口当たり

純資産価額方式による評価算式

$$\left(\frac{\text{相続税評価額による}}{\text{総資産価額 - 負債の合計}} \right) - \left(\frac{\text{評価差額に対する}}{\text{法人税等相当額(注)}} \right)$$

$$\text{課税時期における出資口数 (50円換算)}$$

(注) 評価差額(清算所得)に対する法人税等相当額＝

$$(\text{相続税評価額ベースの純資産} - \text{簿価ベースの純資産価額}) \times 42\%$$

(2) 経過措置型医療法人の出資持分評価例

設例 医療法人の状況 下記のとおり (特定の評価会社には該当しないものとします)

- (1) 出資金 10,000千円 (4) 従業員数 18人
 (出資50円当たりの出資口数200,000口) (5) 直前期の年間利益 13,000千円
 (2) 直前期の年間収入 200,000千円 (6) 直前期の利益積立金額 110,000千円
 (3) 直前期末の総資産価額 320,000千円 【課税時期(相続開始)平成20年6月8日】

(7) 課税時期における純資産価額		総資産価額	負債金額	純資産価額
	相続税評価額	400,000千円	180,000千円	220,000千円
	帳簿価額	320,000〃	180,000〃	140,000〃

1. 医療法人の規模の判定

取引金額 60,000千円 ≤ 200,000千円 < 600,000千円

総資産価額 40,000千円 ≤ 320,000千円 < 400,000千円

従業員数 5人 < 18人 ≤ 30人 よって、「中会社の小」に該当します。

2. 類似業種比準方式の計算

- (1) 類似業種の株価等 (国税庁発表「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」)

(単位：円)

業種目	番号	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価純資 産価額	A (株価)			
					平成19 年平均	平成20年		
						4月分	5月分	6月分
その他の産業	116	3.2	21	172	268	198	206	205

- (2) 出資1口当たりの年利益金額 13,000千円 ÷ 200,000口 = 65円
 (3) 出資1口当たりの純資産価額 (10,000千円 + 110,000千円) ÷ 200,000口 = 600円
 (4) 類似業種比準価額 株価は、課税月、その前月、その前々月と前年の平均株価のうち最も低い価額を選択できますので、198円となります。

$$198円 \times \left(\frac{\frac{65円}{21円 \times 3 + 172円}}{4} \right) \times 0.6 = 377円$$

3. 純資産価額方式の計算

$$\frac{400,000千円 - 180,000千円 - 33,600千円 \text{ (注)}}{200,000口} = 932円$$

(注) $(220,000 \text{ 千円} - 140,000 \text{ 千円}) \times 42\% = 33,600 \text{ 千円}$

4. 併用方式による相続税評価額

$377 \text{ 円} \times 0.60 + 932 \text{ 円} \times (1 - 0.60) = 599 \text{ 円}$

5. 評価額 併用方式599円、純資産価額方式932円、いずれか低い方の金額は1口当たり599円となります。

出資持分の評価額 $599 \text{ 円} \times 200,000 \text{ 口} = 119,800 \text{ 千円}$

2. 相続税対策の考え方——出資持分の評価を引き下げするには

医療法人の事業承継を円滑に進めるためには、出資持分の後継者への生前贈与や譲渡を、早期に計画的に、或いは評価が低いタイミングを見計らって行ったり、将来の相続開始に向けて相続財産となる出資持分の評価引下げ対策が望まれます。相続税対策は評価の仕組みから、出資持分の評価のもととなる類似業種比準価額と純資産価額を小さくすることがポイントになります。

(1) 類似業種比準価額の引き下げ

医療法人の類似業種比準価額の計算要素は、利益と純資産（税法上の帳簿価額）です。特に利益は比準割合×3により評価に大きな影響を与えますので、利益を圧縮すれば評価額も大きく下がります。その効果的な方法としては、役員退職金の支給、保険料が税法上の経費となる生命保険への加入、役員給与の増額などが考えられます。

- ① **役員退職金の支給**——利益及び純資産の圧縮につながり有効な相続税対策になりますが、過大な役員退職金や手続きに不備のあるものは税務上否認されますので、支給基準や功績倍率等を定めた役員退職金規程やその支給の社員総会決議に関する議事録が必要です。

なお、金額については税務上、次の範囲内で支給するのが一般的です。

役員退職金の適正支給額 = 最終給与月額 × 役員在職年数 × 功績倍率

- ② **生命保険への加入**——定期保険等のように、保険料が税務上の損金に算入できるものに加え、生命保険への加入して利益を圧縮する方法があります。また、①の役員退職金は支出額が大きくなりますので、医療法人の資金繰りが悪化しないよう資金確保として生命保険への加入があげられます。ただし、遡増定期保険等については頻りに税務上の取扱いが変わるので注意が必要です。

- ③ **役員給与の増額**——役員報給与を増額する際には、税務上の定期同額給与の要件に従い、原則として会計期間開始の日から3月以内に社員総会等により増額の決議を行います。

(2) 純資産価額の引き下げ

相続税評価額による純資産価額は、含み益によりその帳簿価額よりも大きいほど評価が高くなります。また、土地建物の相続税評価額は通常取引価額より低いことから、借入れによる不動産の購入は評価額の引下げに有効です。ただし、評価引下げ目的の不動産の購入で、患者数の減少など医療法人の経営自体を悪化させるようなことになると本末転倒ですので、医業経営のための戦略的な設備投資により結果的に評価も下がったとするべきです。

また、購入後3年以内の不動産については、相続税評価額ではなく、通常取引価額で評価されるため、出資持分の評価引下げにはなりませんので注意が必要です。

(3) 特定医療法人への移行ほか

- ① 一定の要件を満たし、特定医療法人へ移行した場合には、持分の払戻請求権を放棄する代わりに、出資持分に対して相続税は課税されないこととなります。しかし、同族経営の排除、給与制限、室料差額の制限などの承認要件もありますので、移行には慎重な検討が必要です。
- ② 平成21年度税制改正において、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度（一定の自社株に係る相続税の納税額のうち80%相当額を猶予する制度）が創設される予定ですが、

今のところその制度の対象が中小企業基本法上の中小企業及び政令で範囲を拡大した業種の株式に限定されており、医療法人はその対象から除かれています。

お問い合わせは**ムトウ**コンサルティング事業部 税理士・宮下へ 電話〔直通〕011-728-6114

病院機能評価等の情報はこちらに <http://www.wism-mutoh.co.jp/department/consulting>